

新型コロナウイルス 施設入所者の療養・入院フロー図

R4.4.25 作成

送付先：chi-hoken-survey@city.suita.osaka.jp

- ・施設での療養が原則となります。
- ・症状悪化により**入院要否の判断が必要な場合には別添1と2の提出**をお願いします。
- ・別添2は入院先が決まるまで毎日提出し、入院調整が複数名いる場合にはまとめて記入してください。
- ・**夜間の入院調整は難しい**ため、症状悪化傾向があれば**早めに**保健所にご相談ください。
- ・酸素投与が必要な状態になった際は、別添1を記載し保健所へ必ずご報告ください。
- ・入院の必要がない療養者については施設で主体的に健康観察を実施してください。
- ・発症日から10日経過し、かつ37.5℃以上の発熱や呼吸状態の悪化が72時間認められなければ療養終了となります。
(発熱があれば延長となります。**療養延長については保健所に必ず相談**してください。)

